

# 重要事項説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーション

医療法人耕仁会

介護老人保健施設セージュ新ことに

2026年1月9日改訂版

## (介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。分からぬこと、分かりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問してください。

### 1 事業者の概要

事業者名称	医療法人耕仁会
所在地	札幌市西区山の手5条5丁目1番1号
代表者	理事長 太田健介
設立年月日	昭和18年11月11日

### 2 事業所の概要

事業所の名称	介護老人保健施設セージュ新ことに
介護保険事業所番号	0150280055
所在地	札幌市北区新琴似町787番地2
電話番号	011-768-2800
開設年月日	平成25年9月8日

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする
運営方針	事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、(介護予防) 訪問リハビリテーションの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

### 4 事業所概要

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日と12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	13:00から17:00
サービス提供時間	13:00から17:00
通常の事業の実施地域	札幌市北区、西区、手稲区、石狩市
併設事業所	介護老人保健施設 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 訪問看護 居宅介護支援

## 5 事業所の職員体制

職種	人数	職務内容	備考
管理者（医師）	1名	従業員の管理と共に業務の実施状況把握、その他管理を一元的に行う。	施設長 常勤兼務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名以上	医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。	常勤兼務

## 6 サービス内容

事業所が行う（介護予防）訪問リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

## 7 利用料金

- (1) (介護予防) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該（介護予防）訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。
- (2) 法定代理受領サービス以外の（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。
- (3) 第1項から第2項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

## 8 非常災害対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設セージュ新ことに消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設セージュ新ことに消防計画」にのっとり、原則年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練、年1回地震及び水害を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、非常通報装置、漏電火災報知機、カーテン布団等は防火性能のあるものを使用しています。

## 9 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する  
虐待防止責任者 施設長
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 10 身体の拘束

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急止むを得ない場合は管理者が判断した身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

## 11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の後見人、身元引受人等関係者、必要に応じて市町村等への連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録を残します。

## 12 心身状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

## 14 苦情の受付

利用者及び身元引受人からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の明確化、事実関係の調査の実態、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の設備等必要な措置を講じます。なお当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名称・担当：介護老人保健施設セージュ新ことに リハビリテーション課  
TEL：011-768-2800 FAX：011-768-2801

## 15 事業所利用に当たっての留意事項

サービス利用にあたっては契約書、ホームページ等記載の留意事項をご確認ください。

年      月      日

私は重要事項について説明いたしました。

説明者 介護老人保健施設セージュ新ことに

氏名\_\_\_\_\_印\_\_\_\_\_

私は重要事項の説明を受け、内容を十分理解し了解いたしました。

利用者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印\_\_\_\_\_

代筆者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印\_\_\_\_\_

利用者との続柄\_\_\_\_\_